

# 経理・財務“受難の時代”は、 変革のチャンス

最終回

川野克典

ベリンクポイント株式会社  
マネージング・ディレクター



二〇〇七年度(二〇〇七年四月一日以降に開始する事業年度)以降、経理部門が対応しなければならない課題は多い。これらの課題を受身で対応するか、企業変革のチャンスとして対応して行くか、経理部門の役割が問われる時期にある。最終回は、会計基準の変更を総括する。

## 会計基準の二〇〇八年問題

本連載では、第二回で「棚卸資産の評価に関する会計基準」について解説した。この基準は、二〇〇八年

四月一日以降に開始する事業年度(二〇〇八年度)から適用されるが、

この他、金融商品取引法に基づく四半期報告制度、リース取引に関する会計基準、連結財務諸表作成にお

ける在外子会社の会計処理の統一、関連当事者の開示強化も同じ二〇〇八年度から適用される。財務報告に係る内部統制の評価および監査(いわゆる日本版SOX法)も二〇〇八年度であるから、上場企業は、新規の会計基準対応と財務報告の信頼性向上を同時に実行しなければならぬことになる。

## 二〇〇九年度以降に適用される会計基準

二〇〇九年以降に適用が確定あるいは適用を前提に、企業会計基準委員会(ASBJ)から論点整理や公開草案が公表されているものとして、工事契約、資産除去債務、金融商品の公正価値開示、セグメント開示、過年度遡及修正等があり、二〇〇九年度以降も大きな会計基準の変更は続く。

このうち、工事契約は工事進行基準の適用及び工事損失が見込まれた期に損失計上、セグメント開示はいわゆるマネジメント・アプローチによる

セグメント情報の開示、過年度遡及修正は会計方針の変更による過年度の財務諸表の修正を意味するため、企業に与える影響は非常に大きい。

## 東京合意

ASBJと国際会計基準審議会(IASB)は、二〇〇七年八月八日付で「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取り組みへの合意」(東京合意)を公表した。

東京合意では、二〇〇五年七月に欧州証券規制当局委員会(CESR)が日本基準で作成された財務諸表に対して補正措置を要求している二六の項目について、二〇〇八年までに国際財務報告基準(IFRS)との差異を解消するかまたは会計基準が代替可能となるような結論を得ることとしている。ここで、補正措置を要求している項目には、在外子会社との会計基準統一、棚卸資産の低価法義務付け、持分プリーング法の廃止、工事進行基準等があり、既にASBJで検討を着手している

ものも多い。

さらに、二〇一一年六月三〇日まで  
の目標として、日本基準とIFRSs  
との差異のうち、二〇〇八年までに  
差異が解消されないものについても、  
差異の解消を図ることに合意してい  
る(ただし、二〇一一年六月三〇日後  
に適用となる新たな基準の差異は対  
象外となる)。ここで二〇〇八年まで  
に差異が解消されないものには、二〇  
〇六年三月にIASBとASBJで調  
整を合意し、既に対応が完了してい  
るあるいは検討中の会計基準に加え  
て、IASBと米国財務会計基準審  
議会(FASB)が共同で検討するこ  
とになっているMOU(Memorandum  
Of Understanding)「一項目と呼ば  
れているものを含み、企業結合、連  
結、公正価値測定、負債と株主持分  
の区分、財務諸表の表示、退職給付  
(含年金)、収益認識、認識の中止、  
金融商品、無形資産、リース等も対  
象となることが考えられている。こ  
の中には、のれんの非償却(減損処  
理の適用)、包括利益(一定期間にお  
ける資本取引以外の全ての持分の変

動)概念の導入を含んでいる。

## 会計基準変更の影響

会計基準の変更は、単に財務報  
告に影響を与えるだけでなく、財務  
報告という結果を生み出す経営に  
も大きな影響を与える。例えば、フ  
アイナンシャル・リースのオンバラ  
スによりROA(総資産利益率)が  
低下する企業では資金調達の方法  
に影響を与えるし、棚卸資産の事  
実上の低価格の義務化によって棚卸  
資産の一層の管理強化が必要にな  
る。また、セグメントの開示にマネ  
ジメント・アプローチが適用される  
と、赤字の事業を隠すために外部報  
告用のセグメントを設定することは  
許されなくなるため、事業の見直  
しも必要となるだろう。

このように会計基準の変更は経  
理部門だけの問題ではなく、経営  
を行う上でのルールの変更である。  
したがって、経営者が会計基準の変  
更の意味を正しく理解し、来るべき  
適用年度に向けて事前の準備を進  
めていく必要がある。適用年度にお

いて、経理部門が会計処理として対  
応するだけの問題ではないのだ。経  
理部門は、これから変更される会計  
基準の変更を正しく理解し、経営  
者に正しく伝えるとともに、経理  
部門が率先して新会計基準に適合  
した経営管理システムを構築して、  
その影響を最小限にするべく経営  
戦略としてその準備を進める必要  
がある。

## これからの経理部門の姿

ベリングポイントでは、これからの  
経理部門の姿として、「戦略経理」を  
提唱してきた。戦略経理の概念は、  
「集計屋」としての経理を脱却し、  
「経営者の参謀」となることを提唱  
したもので、多くの経営者、経理責  
任者から賛同を得ることができた。  
しかし、一九九九年に提唱し、二〇  
〇三年に一部を見直した「戦略経理」  
の概念も抜本的に見直しが必要で  
あると思っている。

誌面の関係で、詳細の説明は省く  
が、新しい「戦略経理」は以下の要件  
を満たしていく必要がある。

①内外に対して、会計基準に準拠し  
た信頼のある財務報告を迅速に  
行うこと。

②会計基準に準拠した経営管理制  
度を構築し、企業価値向上に結び  
つく企業活動を支援すること。

③将来予測やシミュレーションにより  
事業上のリスク(事業遂行上の脅  
威)を早期に把握して、実現可能  
性の高い戦略を策定し、事業構造  
の改革を推し進めること。

④新規事業の育成、不採算事業の立  
て直しを推進すること。

⑤資源配分の選択と集中、財務構造  
の改革を図り、健全な財務体質を  
維持、向上させること。

## 最後に

四回の連載によって、経理部門が  
変わっていく必要性を強調してきた。  
コンサルティングで企業を訪問する  
と、経理部門の方は「忙しい、忙しい」  
というが、しばらくは一息つく暇も  
ないほど忙しさは続くだろう。なら  
ば、抜本的に経理・財務部門の改革  
を考えてみてはどうだろうか。